

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

【規則】  
岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

林政課

## 【告示】

精神通院医療を担当する医療機関の指定  
精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新  
身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退  
指定居宅サービス事業者等の指定  
道路の供用開始  
構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関

健康推進課

障害福祉課

長寿社会課

道路整備課

建築指導課

## 【公告】

特定非営利活動法人の設立認証の申請  
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請  
落札者等の決定  
大規模小売店舗の変更の届出の縦覧  
一般競争入札の実施

県民生活交通課

情報政策課

経営支援課

都市計画課

## 目次

担当課（室）

開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了  
落札者等の決定

## 【選挙管理委員会】

不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正  
（県例規集登載）

建築指導課

警察本部会計課

選挙管理委員会

岡山県規則第五十六号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「の木材産業」を「に規定する木材産業」に改め、同項第五号中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第五号」に、「第二条第四項の」を「第二条第四項に規定する」に改める。

第五条第二項中第七号を削り、第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十一条第一項 十二年以内（五年以内の据置期間を含む。）

第五条第二項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六第一項 十二年以内（五年以内の据置期間を含む。）

第五条第三項中「第七号に係るもの」を「第一号及び第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県告示第四百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ファーマシー薬局西江原

井原市西江原町六六六・五

平成二十七年十月一日

岡山県告示第四百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ファーマシヤかけ薬局

小田郡矢掛町矢掛二六八五・一

平成二十七年十月一日

岡山県告示第四百八十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十七年九月十五日次のとおり指定した。  
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

赤澤 信幸 ぼうこう・直腸

総合病院玉野市立玉野市民病院

玉野市宇野二・三・一

中村 泰介 視覚

永岡眼科医院

浅口郡里庄町新庄五三四一・一

平山 東 肢体不自由

大嶋整形外科内科医院

笠岡市吉田三七・二

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

永岡 尚志 視覚

永岡眼科医院

浅口郡里庄町新庄五三四一・一

岡山県告示第四百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護事業所フェニックス

2 所在地

岡山県玉野市玉五丁目六番一四号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 陽光会

2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

三 指定年月日

平成二十七年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇四九〇〇七六

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

平成27年10月9日 岡山県公報 第11726号

岡山県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道 内線	江与味上河	真庭市吉字向田三九五番一地先から 真庭市吉字向田ノ上四九二番一地先まで	平成二十七年十月九日

# 平成27年10月9日 岡山県公報 第11726号

岡山県告示第四百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任することとした。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 名称

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

## 二 住所

東京都港区西新橋一丁目一五番五号

## 三 業務区域

岡山県全域

## 四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目一五番五号 内幸町ケイズビル

## 五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算に係るもの

## 六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年九月九日

## 七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年九月九日

〔四〇六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 アール・ケア スタイル

三 代表者の氏名

山根 一人

四 主たる事務所の所在地

玉野市東高崎二五番地三四

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県の住民に対して、暮らしのお手伝い（高齢者、障害者、要介護者、介護者、子育て世代など、生活に困らている方の生活サポート）を行い、住民の生活満足度を向上させると共に、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

〔四〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来想造舎和久

三 代表者の氏名

二神 雅一

四 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一一番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び高齢者を含めて職業選択の機会が得難く、職業能力を磨くタイミングを失った様々な人々に対して多様な雇用機会を与える。同時に、メンタルヘルス対応などの適切な教育支援等を実施して、職種選択・適応の円滑な実現にも寄与し、一層の社会参加を促すことを通して広く地域社会に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

〔四〇八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 一式

二 契約期間

平成二十八年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年九月三日

五 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

六 落札金額

一月当たり五、五六二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四二二、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年七月二十四日

# 平成27年10月9日 岡山県公報 第11726号

〔四〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三井造船生活協同組合 荘内店

所在地 玉野市長尾七四六番地の一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井造船生活協同組合

住所 玉野市玉二丁目五番五号

代表者の氏名 理事長 武部 吉治

## 3 変更事項

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）名称 金光薬品株式会社

住所 倉敷市鶴形一丁目二番二五号

代表者の氏名 代表取締役社長 北山 佑二

（変更後）名称 三井造船生活協同組合

住所 玉野市玉二丁目五番五号

代表者の氏名 理事長 武部 吉治

## 4 変更年月日

平成二十七年八月十八日

## 二 届出年月日

平成二十七年九月二十九日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成二十七年十月九日から平成二十八年二月九日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四一〇〕政府調達に関する協定の適用を及ぼす調達について、次のとおり一般競争入札を課税しない。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

フイールド電光掲示盤等陸上競技用機器借上げ 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びフイールド電光掲示盤等陸上競技用機器調達仕様書による。

(3) 借入期間

平成28年2月1日から平成33年1月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、本件借入に必要な費用一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

# 第11726号 岡山県公報 平成27年10月9日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
  - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。
    - (1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先  
〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）  
電話（086）226 - 7538
    - (2) 申請書の提出期限  
平成27年10月28日（水）正午
  - 4 入札書の提出場所等
    - (1) 入札書の提出場所，契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県土木部都市局都市計画課（岡山県庁6階）  
電話（086）226 - 7491
    - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

# 第11726号 岡山県公報 平成27年10月9日

## ア 交付期間

平成27年10月9日（金）から同月29日（木）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

なお，岡山県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）からダウンロードすることもできる。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ70グラムであるので，注意すること。

## (3) 入札書の提出方法

入札書の提出方法は，持参とする。ただし，入札書の持参による提出が困難な場合は，受領期限までに，郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で，書留郵便その他これに準じる方法による送付に限る。以下同じ。）により提出することも可能とする。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

### ア 日時

平成27年10月30日（金）午前11時

ただし，郵送等による場合にあつては，同月29日（木）午後5時を受領期限とする。

### イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県庁6階収用委員会室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

### ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出

を受け付けない。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金については岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条、契約保証金については同規則第153条及び第155条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書、入札機器の構成内訳書等入札説明書で指定する添付書類を平成27年10月29日（木）午後5時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）をしなければならない。

また、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) 申請書等提出された書類は、返却しない。

6 Summary

(1) Name and quantity of product to be leased :

Athletic equipment including Electrical Scoreboard

(2) Lease period :

1 February, 2016 through 31 January, 2021

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

11:00 AM , 30 October , 2015

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government office , Department of Public Works, Urban  
Development Bureau , Urban Development Planning Division

2 - 4 - 6 , Uchisange , Kita - ku , Okayama - shi , Okayama - ken , 700 - 8570 ,

Japan

TEL : 086 - 226 - 7491

(四一) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字奥坂四二八八・一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区国富三丁目五・二ハスウィートガーデン国富東棟二〇二

鈴木 明宏

鈴木 紀枝

三 許可番号

岡山県指令建指第六六号

# 平成27年10月9日 岡山県公報 第11726号

〔四二二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

一〇番通報支援カメラ機器 百台

二 借入期間

平成二十八年二月一日から平成三十四年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部地域通信指令課

岡山市北区伊福町一丁目八番一五号

四 落札者を決定した日

平成二十七年九月三日

五 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社

東京都港区海岸一丁目一四番二二号

六 落札金額

一月当たり一、四四四、三九二円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇六、九九  
二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年六月二十三日

岡山県選管告示第六十六号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年十月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

表老人ホームの項中

津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇・一	を
地域密着型特別養護老人ホームめばえ	倉敷市連島町鶴新田一九五六・一	
津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇・一	に改める。